

弊社における36協定違反事象の発生に伴う全社調査の結果について

2023年8月7日に「弊社における36協定違反事象の発生について」として、「同種の専用端末を用いる業務がある近畿統括本部以外の組織においても、必要な社内調査を実施する」旨をご報告させていただいたところです。

このたび全社調査の結果がまとまりましたので、以下の通りご報告させていただきます。

本件事象を発生させてしまったことを重く受け止め、今後このような事象を二度と発生させないよう、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

ダイヤ作成等のための専用端末を用いる業務がある近畿統括本部以外の組織（金沢支社・中国統括本部・山陽新幹線統括本部・本社）において、前回と同種の調査を行った結果、中国統括本部において1人の36協定違反（月80時間超）があることが判明しました。

加えて、電子カルテシステムを用いる業務がある大阪鉄道病院において、同種の調査を行った結果、6人について36協定違反（月80時間超など）があることが判明しました。

なお、中国統括本部及び大阪鉄道病院において、法定の上限時間の超過はありませんでした。

また、前述の調査の結果、195人に対して賃金の未払いが判明したことから、準備出来次第、賃金の追給を行ってまいります。

2. 原因

(1) 中国統括本部

コロナ禍でダイヤ改正等の業務量が増加する中、会社として、適切な業務量調整、要員配置及び適正な労働時間管理ができていなかったこと。

(2) 大阪鉄道病院

電子カルテシステム使用に関する労働時間管理に適切さを欠いていたこと。

3. 対策

- ・業務量と要員数のバランスを適切に確保するマネジメント体制の強化及び適正な労働時間管理を引き続き行ってまいります。
- ・ダイヤ作成等のための専用端末について、定期的にログチェックを行います。加えて、恒久的な対策として、ソフト・ハード面の対策を講じます。
- ・大阪鉄道病院において、業務目的で電子カルテシステムを使用した場合については、労働時間として取り扱うことを徹底してまいります。
- ・なお、時間外労働及び休日労働の合計時間が月80時間超となった社員に対し、産業医との面接指導を完了しています。